

## 伊豆の国市成年後見制度利用支援事業実施要綱

制定	平成18年8月9日告示第105号
全部改正	平成29年11月2日告示第161号
改正	令和3年3月16日告示第36号
改正	令和4年3月31日告示第77号
改正	令和5年3月23日告示第38号

(目的)

**第1条** この要綱は、家事事件手続法（平成23年法律第52号）に定める後見、保佐又は補助（以下「後見等」という。）開始の審判の申立てに要する費用（以下「審判申立費用」という。）及び家庭裁判所の審判により選任された成年後見人、保佐人又は補助人（以下「後見人等」という。）に対する報酬（以下「後見人等報酬」という。）の全部又は一部を助成することにより、成年後見制度の利用を支援することを目的とする。

(助成対象者)

**第2条** 審判申立費用の助成の対象となる者は、後見等開始の審判を申し立てた者（以下「申立人」という。）又は当該審判の対象者（以下「本人」という。）で、かつ、本人が伊豆の国市の住民基本台帳に記録されている者又は介護保険法（平成9年法律第123号）による保険者、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保険者その他関係法令における援護の実施機関が伊豆の国市である者（以下「本市の住民等」という。）であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者
- (2) 次に掲げる要件の全てに該当する者
  - ア 申立人、本人及び申立人又は本人と生計を一にする親族が市民税非課税であること。
  - イ 申立人及び本人が有する預貯金、現金及び有価証券等の合計額（以下「預貯金等の額」という。）が、審判申立費用に30万円を加えた額を下回ること。
  - ウ 申立人及び本人が居住する家屋その他日常に必要な資産以外に活用できる資産がないこと。
- (3) その他審判申立費用を負担することが困難であると市長が認める者

**2** 後見人等報酬の助成の対象となる者は、成年被後見人、被保佐人又は被補助人

(以下「被後見人等」という。)、かつ、本市の住民等又は成年後見制度に係る伊豆の国市長による審判の請求手続等に関する要綱(平成18年伊豆の国市告示第104号)に基づき選任された者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 生活保護法第6条第1項に規定する被保護者

(2) 次に掲げる要件の全てに該当する者

ア 被後見人等及び被後見人等と生計を一にする親族が市民税非課税であること。

イ 被後見人等が有する預貯金等の額が、後見人等報酬に30万円を加えた額を下回ること。

ウ 被後見人等が居住する家屋その他日常に必要な資産以外に活用できる資産がないこと。

(3) その他後見人等報酬を負担することが困難であると市長が認める者

3 前項の規定にかかわらず、後見人等が被後見人等の配偶者、直系血族又は兄弟姉妹である場合は、助成の対象としない。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、本市以外の自治体又は団体等の実施する制度により、次条各項に規定する審判申立費用又は後見人等報酬の助成を受けられる者については、助成の対象としない。

(助成額)

**第3条** 審判申立費用の助成額は、家庭裁判所に予納すべき申立費用、登記費用、郵便切手代及び鑑定費用を合計した額とする。

2 後見人等報酬の助成額は、家庭裁判所が報酬付与の審判により決定した報酬額と次に掲げる月額に当該報酬の対象月数(12月を超える場合は12月)を乗じて得た額とを比較していずれか少ない方の額とする。

(1) 被後見人等が在宅の場合 月額28,000円

(2) 被後見人等が施設入所等の場合 月額18,000円

3 前2項の規定にかかわらず、本人又は被後見人等が死亡した場合は、遺留財産で不足する額と第1項又は第2項の助成額とを比較していずれか少ない方の額とする。

(申請)

**第4条** 審判申立費用の助成を受けようとする者は、様式第1号による成年後見制

度利用支援事業（審判申立費用）助成申請書に、次に掲げる書類を添えて、後見等開始の審判を申し立てた日以降、市長に提出するものとする。この場合において、助成の申請は、当該審判があった日から起算して3月以内に行わなければならない。

- (1) 家庭裁判所に提出した後見・保佐・補助開始等申立書の写し
- (2) 家庭裁判所に提出した財産目録、相続財産目録及び収支予定表の写し
- (3) 鑑定費用の予納に関する家庭裁判所からの通知の写し
- (4) 資産等申告書（審判申立費用助成用）（様式第2号。ただし、第2条第1項第2号に該当する者に限る。）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

**2** 後見人等報酬の助成を受けようとする者は、様式第3号による成年後見制度利用支援事業（後見人等報酬）助成申請書に、次に掲げる書類を添えて、家庭裁判所の審判があった日以降、市長に提出するものとする。この場合において、助成の申請は、当該審判があった日から起算して3月以内に行わなければならない。

- (1) 後見人等に対する報酬付与の審判書謄本の写し
- (2) 登記事項証明書の写し（保佐人又は補助人が代理申請する場合）
- (3) 後見事務等報告書の写し
- (4) 被後見人等の財産目録の写し
- (5) 資産等申告書（後見人等報酬助成用）（様式第4号。ただし、第2条第2項第2号に該当する者に限る。）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
（助成の決定）

**第5条** 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し助成の可否を決定し、その旨を当該申請書を提出した者に通知するものとする。

（助成の請求）

**第6条** 前条の規定により助成の決定を受けた者（以下「助成決定者」という。）は、その通知を受領した日から起算して10日を経過した日までに様式第5号による成年後見制度利用支援事業助成金請求書により市長に請求するものとする。

（決定の取消し）

**第7条** 市長は、助成決定者が偽りその他不正の手段により助成金の決定を受けた場合は、助成の決定の一部又は全部を取り消すものとする。

2 市長は、前項の規定により取消しの決定をする場合は、助成決定者に対し、取消しの決定を通知しなければならない。

(助成金の返還)

**第8条** 市長は、前条の規定により助成の決定を取り消した場合は、助成決定者に対し、期限を定めてその返還を命じなければならない。

(補則)

**第9条** この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

**附 則**

この告示は、公示の日から施行する。

**附 則** (平成29年11月2日告示第161号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

**附 則** (令和3年3月16日告示第36号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

**附 則** (令和4年3月31日告示第77号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

**附 則** (令和5年3月23日告示第38号)

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に改正前のそれぞれの告示の様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの告示の相当する様式により提出された申請書等とみなす。

3 この告示の施行の際現に改正前のそれぞれの告示の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

様式第1号（第4条第1項関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

成年後見制度利用支援事業（審判申立費用）助成申請書

伊豆の国市長 宛

成年後見制度利用支援事業による審判申立費用に係る助成を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

申請日	年 月 日					
（申請者） 申立人	フリガナ		本人と	本人・配偶者・親・子		
	氏名		の関係	その他（ ）		
	住所	〒 電話番号（ ）				
	申請資格 (該当する番号に○)	1 生活保護受給者 2 生活保護受給者に準ずる者（第2条第1項第2号に該当する者） 3 その他市長が認める者（第2条第1項第3号に該当する者）				
本人（審判の対象者）	フリガナ		生年月日	年 月 日		
	氏名		申立時類型	後見・保佐・補助		
	住所	〒 電話番号（ ）				
	申請資格 (該当する番号に○)	1 生活保護受給者 2 生活保護受給者に準ずる者（要綱第2条第1項第2号に該当する者） 3 その他市長が認める者（要綱第2条第1項第3号に該当する者）				
申請額	円	内 訳	申立費用	円	登記費用	円
			郵便切手	円	鑑定費用	円

助成決定の審査に当たり、職員が申立人、本人及び申立人、本人と生計を一にする親族の資産の状況等を調査・確認することに同意します。

申立人氏名 \_\_\_\_\_ (署名又は捺印)

本人氏名 \_\_\_\_\_ (署名又は捺印)

**【添付書類チェックリスト】**

(提出書類)

- 家庭裁判所に提出した後見・保佐・補助開始等申立書の写し
- 家庭裁判所に提出した財産目録、相続財産目録及び収支予定表の写し
- 鑑定費用の予納に関する家庭裁判所からの通知の写し

(申請資格1の場合)

- 生活保護受給者証（伊豆の国市以外で受給決定を受けている場合）

(申請資格2の場合)

- 資産等申告書（様式第2号）及び添付書類（預貯金通帳の写し、預金証書の写し、有価証券の写し等）
- 市民税非課税世帯であることが分かる書類の写し（伊豆の国市に課税権がない場合）

様式第2号（第4条第1項関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

資産等申告書（審判申立費用助成用）

伊豆の国市長 宛

年 月 日

申立人、本人及び申立人・本人と生計を一にする親族の資産等について、次のとおり申告します。

1 申立人、本人及び申立人、本人と生計を一にする親族

氏名	本人との続柄	市民税課税状況
	本人	非課税 ・ 課税
		非課税 ・ 課税

※伊豆の国市に課税権がない場合、上記の方全員が市民税非課税であることが分かる書類の写しを添付してください。

2 申立人及び本人の資産等の状況

種別	金額（円）		資料番号
	申立人	本人	
現金			
預貯金			
有価証券（株、債券等） ※額面			
その他			
合計			
居住用以外の土地・家屋・ 貴金属等の所有の有無	無 ・ 有（ ）		

※最新の状態に記帳した預貯金通帳の写し（表紙、表紙の裏、残高記載部分）、有価証券等の所有が確認できる書類の写しなどを添付し、資料番号を「1」「2」・・・と右上に記入してください。

様式第3号（第4条第2項関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

成年後見制度利用支援事業（後見人等報酬）助成申請書

伊豆の国市長 宛

成年後見制度利用支援事業による後見人等報酬に係る助成を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

申請日	年 月 日		
（被 申 後 申 請 見 者 人 等）	フリガナ		後見等の類型
	氏名		後見・保佐・補助
			生年月日
	住所 (居所)	〒 電話番号 ( )	
（後 代 理 人 等）	フリガナ		職 業 弁護士・司法書士 社会福祉士・市民後見人 その他 ( )
	氏名		
	住所	〒 電話番号 ( )	
申請資格 (該当する番号に○)	1 生活保護受給者 2 生活保護受給者に準ずる者(第2条第2項第2号に該当する者) 3 その他市長が認める者(第2条第2項第3号に該当する者)		
申請額	円	審判 内容	対象期間
			報酬額
			年 月 日から 年 月 日まで 円

助成決定の審査に当たり、職員が被後見人等及び被後見人等と生計を一にする親族の資産の状況等を調査・確認することに同意します。

被後見人等氏名 \_\_\_\_\_ (署名又は記名押印)

生計を一にする親族氏名 \_\_\_\_\_ (署名又は記名押印)

【添付書類チェックリスト】

(提出書類)

- 後見人等に対する報酬付与の審判書謄本の写し
- 登記事項証明書の写し（保佐人又は補助人が代理申請する場合）
- 後見等事務報告書の写し
- 被後見人等の財産目録の写し

(申請資格1の場合)

- 生活保護受給者証（伊豆の国市以外で受給決定を受けている場合）

(申請資格2の場合)

- 資産等申告書（様式第4号）及び添付書類（預貯金通帳の写し、預金証書の写し、有価証券の写し等）
- 市民税非課税世帯であることが分かる書類の写し（伊豆の国市に課税権がない場合）

様式第4号（第4条第2項関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

資産等申告書（後見人等報酬助成用）

伊豆の国市長 宛

年 月 日

成年後見制度利用支援事業（後見人等報酬）助成申請書（様式第3号）の対象期間における被後見人等及び被後見人等と生計を一にする親族の資産等について、次のとおり申告します。

1 被後見人等及び被後見人等と生計を一にする親族

氏名	被後見人等との続柄	市民税課税状況
	本人	非課税・課税
		非課税・課税

※伊豆の国市に課税権がない場合、上記の方全員が市民税非課税であることが分かる書類の写しを添付してください。

2 被後見人等の資産等の状況

種別	金額（円）	資料番号
現金		
預貯金		
有価証券（株、債券等） ※額面		
その他		
合計		
居住用以外の土地・家屋・ 貴金属等の所有の有無	無・有（ ）	

※最新の状態に記帳した預貯金通帳の写し（表紙、表紙の裏、残高記載部分）、有価証券等の所有が確認できる書類の写しなどを添付し、資料番号を「1」「2」・・・と右上に記入してください。

成年後見制度利用支援事業助成金請求書

年 月 日

伊豆の国市長 宛

住 所

請求者 氏 名

㊞

電話番号

年 月 日付け 第 号で決定のあった伊豆の国市成年後見制度利用支援事業助成金について下記のとおり請求します。

記

1 請 求 額 \_\_\_\_\_ 円

2 請求の種別 審判申立費用 ・ 後見人等報酬

※いずれかに○を付けてください。

3 振 込 先

金融機関名	銀行	本店
	金庫	支店
	農協	支所
預金種別	普通預金 ・ 当座預金	
口座番号		
口座名義人	フリガナ	